

香取市公告 30 号

香取市営住宅管理システム賃貸借および保守業務（長期継続契約）実施事業者を次のとおり募集するので公告する。

令和 7 年 3 月 25 日

香取市長 伊藤 友則

1 業務概要

- (1) 業務名 香取市営住宅管理システム賃貸借および保守業務（長期継続契約）
- (2) 賃貸借物件の構築期間 契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 25 日
- (3) 賃貸借物件の納入期限 令和 7 年 12 月 25 日
- (4) 賃貸借および保守の期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日
- (5) 発注者 香取市
- (6) 提案上限額 以下の金額（いずれも消費税および地方消費税を含む）

総額（5 年間分）	9, 414, 000 円
令和 7 年度	470, 700 円
令和 8 年度から令和 11 年度	1, 882, 800 円
令和 12 年度	1, 412, 100 円

2 募集に関する事項

- (1) 募集内容
市が令和 8 年 1 月から稼働を予定している香取市営住宅管理システム賃貸借および保守業務（長期継続契約）の事業者
- (2) 選定方法
公募型プロポーザル方式
- (3) 事業の概要
別添「香取市営住宅管理システム賃貸借および保守業務（長期継続契約）公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。

3 参加資格に関する事項

本業務の企画提案に参加できるものは、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 団体が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
 - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しないもの又は申請書提出日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りしたもの。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
- キ 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置を公告日から審査の日までの間受けているもの。
- ク 国税及び地方税を滞納しているもの。

- （2）公告日において、地方公共団体1団体あたり200戸数以上の管理戸数を扱う公営住宅システムを受注している実績（新規・継続を問わない）があること。
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

4 手続きに関する事項

（1）提案書等の提出期間

- ア 提出期間 令和7年4月21日（月）から令和7年4月25日（金）まで
- イ 提出先 香取市建設水道部都市整備課管理班

（2）提出方法

直接持参または郵送等による。なお、郵送等で提出する場合は、令和7年4月25日（金）午後5時までに必着すること

5 提案の審査に関する事項

（1）提案書等の審査

提出された提案書等について審査を実施し、最も適当であると認められる者1者を優先交渉権者として選定する。参加者が一者の場合であっても、実施要領に定める評価基準点が60点以上であれば、その者を優先交渉権者として選定する。

（2）審査結果に関する通知

提案書を提出した者には、電子メールにより選定審査の結果を通知する。

6 その他留意事項

- （1）提案にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- （2）提出された提案書等は返却しない。
- （3）提出された提案書等は、参加者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続きおよびこれにかかる事務処理に必要な範囲において提案書等の複成、保存等を行う。
- （4）選定審査結果に対して、一切の異議申立をできないこととする。

7 問合せ先および書類提出先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地
香取市建設水道部都市整備課管理班（香取市役所内3階）

電話（直通） 0478-50-1214

FAX 0478-54-7654

電子メール toshi@city.katori.lg.jp